



改正個人情報保護法対応

平成29年7月31日

一般社団法人東京都小学校PTA協議会

改正個人情報保護法

個人情報保護法とは？

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」)は、インターネットの普及等の情報化の進展により個人の権利・利益の侵害の危険性が高まったことや、国際的な法制定の動向への対処として、個人の権利利益を保護することを目的として平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日に全面施行された法律です。

改正個人情報保護法

改正個人情報保護法とは？

個人情報保護法の全面施行から10年あまりが経ち、情報通信技術の発展等の急速な環境変化により法制定当初は想定されなかったビッグデータの利活用に対するニーズの高まりや、国境を越えたパーソナルデータの流通等に対応することを目的として、平成27年9月9日に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されました。

第1条に個人情報保護法の目的がありますが、

○個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律

○基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定

であり、なんでもかんでも禁止するものではないことは意識しましょう。

前提として知っておくべきこと

そもそも個人情報とは何か？

個人情報とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

つまり氏名とか生年月日とか連絡先は特定の個人を識別するために用いられる情報ではありますが、これが個人情報というわけではありません。たとえば名字だけでは誰かを特定できませんが、その名字に**会社勤務とか住所とかプロフィール情報が加われば、その人が誰であるかを特定できます。これが個人情報です。

前提として知っておくべきこと

- ・個人情報……生存する個人に関する識別情報
 - ・個人情報データベース等…個人情報について何らかの方法で検索ができる電子データや容易に検索できる紙の情報
 - ・個人データ…個人情報データベース等に入っている個々の情報
 - ・保有個人データ…本人からの開示請求や利用停止等の請求の対象となる個人データ
- * 要配慮個人情報も注意(センシティブ情報)

なお、個人情報とプライバシーは重なる部分もありますが、別物です

個人情報…生存する個人に関する識別情報

プライバシー…私生活の情報で、知られたくないもので、知られていないもの

前提として知っておくべきこと

今回の改正個人情報保護法でPTAも同法にいう「個人情報取扱業者」に当たることとなり、4つの義務が発生します。

- ①個人データの安全管理措置→データ管理等(紙媒体の鍵保管や電子データのパスワード等)
- ②従業員に対する監督(PTA会員に対する監督)→会員に法の啓発・周知。(企業だと研修等)
- ③委託先に対する監督→名簿を外部業者に委託している場合など
- ④データ内容の正確性の確保と消去の努力義務

この安全管理措置の関係で個人情報管理に関して、以下のことが求められます。

- ・基本方針の策定
- ・個人データの取扱いに係る規律の整備
- ・組織的安全管理措置
- ・人的安全管理措置
- ・物理的安全管理措置
- ・技術的安全管理措置

また個人情報の取得に関しては、その利用目的を示す、そして利用するに際しては利用目的の範囲内で利用することが求められます。

改正のポイント①

赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
(1)個人情報の定義の明確化	①個人情報の定義の明確化	<p>氏名、住所、生年月日等一般的な個人情報の他、顔認識データ・指紋認識データなど特定の個人の身体的特徴をデータ化したものや、運転免許証番号・マイナンバーなど個人に割り当てられる番号等が含まれる、特定の個人を識別できる情報(個人識別符号)について、個人情報の対象として明確化されます(改正法第2条1項・2項)</p> <p>ちなみに個人情報グレーゾーンといわれるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、会員IDなど <p>個人情報にあたらないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・通信端末ID、匿名加工情報
	②要配慮個人情報の規定の新設	<p>人種や信条、社会身分、病歴(PTAの場合アレルギー有無などのケース)、前科前歴など本人に対する不当な差別や偏見が生じないよう特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として新たに規定し、要配慮個人情報を取得する場合には、原則として本人の同意を得ることが義務づけられます。(改正法第2条3項)</p>
	③小規模取扱事業者への対応	<p>現行法では、取り扱う個人情報の数が5,000件以下となる事業者(以下、小規模取扱事業者)は規制の対象外でした。しかし、改正法ではこうした個人情報の取扱量による規制枠は撤廃され、全ての企業が個人情報取扱事業者として改正法の適用を受けることになりました。(改正法第2条5項)</p> <p>第2条5項に国の機関、地方公共団体など例外がありますが、PTAは当てはまらないため、対象となります。なお自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。また公立小中学校は各自治体の個人情報保護条例の準用となります</p>

改正のポイント②

赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
(2) 適正な条件下での個人情報等の有用性の確保	①匿名加工情報の規定の新設	今回の改正法では、もともと個人情報であるデータを誰の情報か分からないように加工するとともに、個人情報として復元できないようにした「匿名加工情報」という概念が創設されました。匿名加工情報は個人情報には該当しないため、本人の同意なしで第三者提供が可能(改正法第2条9項)
	②利用目的の変更の制限の緩和	個人情報の利用目的を変更する場合の制限が緩和され、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、利用目的を変更できるようになります
(3) 個人情報の流通の適正さの確保	①オプトアウト規定の厳格化	本人の同意を得ずに個人情報を第三者提供する「オプトアウト規定」を利用する場合、あらかじめ下記の事項について本人に通知または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ることが義務づけられます。 <ul style="list-style-type: none">・第三者提供を利用目的にすることとその対象項目・第三者への提供の方法・求めに応じて第三者提供を停止することおよび本人の求めを受け付ける方法

改正のポイント③

赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
	②トレーサビリティの確保	<p>個人データを第三者に提供する際には、トレーサビリティ確保の観点から当該情報を提供する側と提供を受ける側それぞれに対して規制が強化されました。具体的には、原則として本人の同意を得る以外に個人情報取扱事業者は以下の義務を負うことになります。</p> <p>提供する側：提供年月日、提供先等に関する記録の作成、および当該記録の一定期間の保存(改正法第25条) 提供を受ける側：提供者の情報、および提供者が当該個人データを取得した経緯の確認、提供年月日、提供者情報およびその取得経緯に関する記録の作成、および当該記録の一定期間の保存(改正法第26条)</p>
	③データベース提供罪の新設	<p>個人情報データベースなどを取り扱う個人情報取扱事業者やその従業者などが、不正な利益を図る目的で提供もしくは盗用した場合の罰則(データベース提供罪)が新設されました。(改正法第83条)</p>
(4)個人情報保護委員会の新設		<p>内閣府の外局として「個人情報保護委員会」を新たに設置し、これまで各主務大臣が有していた個人情報取扱事業者への監督権限を委員会に集約するとともに、新たに立入検査の権限等が追加</p>
(5)個人情報の取扱いのグローバル化	①国境を越えた法の適用	<p>日本の住居者等の個人情報を取得した外国の事業者についても、原則として個人情報保護法が適用</p>
	②外国事業者への第三者提供	<p>個人情報委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人の同意がある場合、外国への個人情報の第三者提供が可能</p>

PTAで守るべきルール(個人情報保護法の基本)

項目	ルール
1. 個人情報を取得する時	<p>個人情報を何に使うかあらかじめ利用目的を決めて本人に伝える 例1: 会員名簿を作成するために個人情報を集める場合には“会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため”など個人情報を集める用紙に利用目的を記載 例2: クラス名簿作成のお願いには例えば以下の趣旨文言を入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員同士の連絡のツールとしてクラス名簿を作りたい ・趣旨ご理解の上協力を求める ・いただいた連絡先はPTAで管理するとともにクラス名簿作成以外には使用しない ・事情により名簿に連絡先の記載を希望されない場合は連絡ください <p>等</p>
2. 個人情報を利用する時	<p>取得した個人情報は決めた目的以外のことに使わない</p>
3. 個人情報を保管する時	<p>個人情報は安全に管理する。電子ファイルの場合、パスワードの設定、ウィルスソフトの利用。紙媒体は施錠保管。また配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売などしないよう注意をよびかける</p>
4. 個人情報を他人に渡す時	<p>個人情報を本人以外の第三者に渡す場合は、本人の同意が必要(警察からの照会、災害時等例外はあり) また提出先などを記録し、一定期間保管する必要がある。 なお個人情報を委託先に提供する場合(名簿の印刷を業者に委託など)には、委託先をしっかりと選定し、適切な監督を行う必要がある。 * 学校が保護者から個人情報を集める際に、PTAに提供することの目的、利用範囲を通知して集め、PTAに提供することは可能ではあるが、法を理解した上で、管理に関して学校との協議はかなり必要となる。必要があればPTAで独自に集めた方が無難ではある。</p>
5. 個人情報開示を求められた時	<p>本人から個人情報の開示、訂正を求められたら対応しなければならない</p>

PTAで実施すること

実施事項	内容
PTA規約への追加 (何をもって個人情報保護の管理を規定するかを定義)	規約に以下の文言(例)を追加し、総会で承認をえる。 第〇条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする
「個人情報取扱いに関する基本方針」、「個人情報取扱方法」を定める (基本方針の策定、個人データの取扱いに係る規律の整備など安全管理措置の規定を行う)	規約で定めた2種類の資料(「個人情報取扱いに関する基本方針」、「個人情報取扱方法」)を単Pで検討の上、作成/管理する。以下サンプル(冒頭部分) 全文サンプルは別紙 〇〇小学校PTA 個人情報取扱方法 (目的) 第1条 この個人情報取扱方法は、〇〇小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。
個人情報を収集する時には何に使うかあらかじめ利用目的を決めて本人に伝える	PTA入会申し込みの場合 全文サンプルは別紙 ・利用目的を特定する →例: 「PTA会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と、利用目的を特定する ・利用目的を本人に通知、公表する →例: 個人情報を集める際に配布する用紙(PTA入会申込書、あるいは一緒に配布する説明の紙)に、特定した利用目的を記載する ・クラス名簿を作成する時の例はP10 個人情報を取得する時 を参照
個人情報の管理の見直し	電子ファイルの場合、パスワードの設定、ウィルスソフトの利用。紙媒体は施錠保管。

まとめ

- ◆ 改正個人情報保護法のPTAに対する影響は大きい。各単Pで早急にPTA内、学校との話し合いを進める必要がある。(地域の特性、学校ごとでの情報取得方法が異なるため単Pと学校でよく話し合う必要がある)
 - ◆ PTA入会意思確認と改正個人情報保護法は別物ではあるが、入会意思確認は情報管理上必要。
 - ◆ 都小Pとしても今後も可能な限り、情報をP連経由で発信予定。
- * 当資料、個人情報取扱方法サンプルまたQA集は今後、都小Pのホームページで公開予定です。

都小Pホームページ <http://www.ptatokyo.com/>

